

日南町雌牛導入奨励事業費交付要綱

(平成26年4月1日要綱第5号)

改正 令和5年7月1日要綱第11号

(目的)

第1条 優良繁殖用雌和牛の導入を促進することにより、畜産農家の意欲・所得の向上を図り、もって本町の畜産の振興に資する。

(補助事業の名称)

第2条 名称は日南町雌牛導入奨励事業とする。

(実施事業内容及び採択要件)

第3条 採択要件

- | | |
|----------|---|
| 事業の種類 | 和牛優良雌牛の導入又は保留 |
| 2 事業実施主体 | 畜産農家 |
| 3 事業内容 | 鳥取西部和牛改良組合が優良と認めた雌牛を、全国の家畜市場から購入又は保留育成すること。(ただし、5年間以上繁殖牛として供すること) |
| 4 助成金額 | 購入金額の20%(上限10万円とし千円未満は切り捨て)
ただし、保留の場合は一律10万円とする。 |

(補助金の名称及び交付)

第4条 補助金の名称は「日南町雌牛導入奨励事業補助金」とする。

- 2 補助金の交付については、日南町補助金等交付規則による。

(事業実施主体の業務)

第5条 和牛導入について畜産農家は、購入した雌牛の名号、生年月日、価格、血統、生産された子牛価格の動向等を付した優良雌牛管理台帳を作成し備える。

飼養農家が5年未満で購入雌牛を手放す場合、町内に新たな飼養農家を見出した場合は補助金の返還は必要ないものとする。

- 2 町外の場合は、補助金返還をするものとする。

(事業により取得した繁殖雌牛の処分に係る報告)

第6条 本事業により導入した繁殖雌牛を飼養期間内に盗難、失踪、疾病、死亡その他、重大な事故等が発生した場合、事業実施主体は速やかに町長に報告し、承認を受けなければならない。

(附 則)

この事業は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。